大学等との協定・覚書の締結に基づく取組一覧

項番	協定・覚書の名称	協定・覚書の締結先	締結時期	協定・覚書の内容	所管課
1	川崎市と大学とのインターンシップに関する協定	各大学等	例年7月頃 （令和2年度はインターンシップを中止したため締結なし）	●インターンシップの実施に関すること	総務企画局行政改革マネジメント推進室
2	法政大学法学部学生のインターンシップ実習に関する協定	法政大学	平成28年4月1日	●インターンシップの実施に関すること	総務企画局行政改革マネジメント推進室
3	川崎市と専修大学とのインターンシップに関する協定書	専修大学	平成28年4月1日	●インターンシップの実施に関すること	総務企画局行政改革マネジメント推進室
4	災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書	神奈川県立大師高等学校	平成25年10月17日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点として使用する。 ●自発的に避難した市民から避難場所として施設の使用について申し出があった場合には、学校の判断により使用させることができるものとしており、市民の一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
5	災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書	神奈川県立川崎工科高等学校	平成25年10月18日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点として使用する。 ●自発的に避難した市民から避難場所として施設の使用について申し出があった場合には、学校の判断により使用させることができるものとしており、市民の一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
6	災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書	神奈川県立菅高等学校	平成25年10月31日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点として使用する。 ●自発的に避難した市民から避難場所として施設の使用について申し出があった場合には、学校の判断により使用させることができるものとしており、市民の一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
7	災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書	神奈川県立多摩高等学校	平成25年10月17日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点として使用する。 ●自発的に避難した市民から避難場所として施設の使用について申し出があった場合には、学校の判断により使用させることができるものとしており、市民の一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
8	災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書	神奈川県立麻生高等学校	平成25年10月22日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点として使用する。 ●自発的に避難した市民から避難場所として施設の使用について申し出があった場合には、学校の判断により使用させることができるものとしており、市民の一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
9	災害時における活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地としての施設使用に関する協定書	神奈川県立川崎高等学校	平成25年10月17日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地として使用する。 ●自発的に避難した市民から避難場所として施設の使用について申し出があった場合には、学校の判断により使用させることができるものとしており、市民の一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
10	災害時における活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地としての施設使用に関する協定書	神奈川県立住吉高等学校	平成25年10月18日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地として使用する。 ●自発的に避難した市民から避難場所として施設の使用について申し出があった場合には、学校の判断により使用させることができるものとしており、市民の一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
11	災害時における活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地としての施設使用に関する協定書	神奈川県立生田高等学校	平成25年10月31日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地として使用する。 ●自発的に避難した市民から避難場所として施設の使用について申し出があった場合には、学校の判断により使用させることができるものとしており、市民の一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
12	災害時における活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地としての施設使用に関する協定書	神奈川県立生田東高等学校	平成25年10月18日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地として使用する。 ●自発的に避難した市民から避難場所として施設の使用について申し出があった場合には、学校の判断により使用させることができるものとしており、市民の一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
13	災害時における活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地としての施設使用に関する協定書	神奈川県立百合丘高等学校	平成25年10月22日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地として使用する。 ●自発的に避難した市民から避難場所として施設の使用について申し出があった場合には、学校の判断により使用させることができるものとしており、市民の一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
14	災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書	神奈川県立新城高等学校	平成25年10月21日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
15	災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書	神奈川県立川崎北高等学校	平成25年10月17日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
16	災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書	神奈川県立向の岡工業高等学校	平成25年10月16日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
17	災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書	神奈川県立麻生総合高等学校	平成25年10月24日	●災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所として使用する。	総務企画局危機管理室
18	学校法人桐光学園の所有する体育館等を災害時等における一時避難場所として使用することに関する協定	桐光学園	平成23年4月27日	●大規模災害等により、地域住民が避難を余儀なくされた場合に、本市の要請により、学校法人桐光学園内の施設（部室棟　第２体育館、スタンド棟　ユーティリティールーム、その他学園が指定する校内の施設の一部）を一時避難場所として使用させていただくこと、また、使用にあたっての条件や相互の連絡方法等について、必要な事項を定めている。	総務企画局危機管理室
19	学校法人カリタス学園の所有する体育館等を災害時等における一時避難場所として使用することに関する協定書	カリタス学園	平成24年12月5日	●大規模災害等により、地域住民が避難を余儀なくされた場合に、本市の要請により、学校法人カリタス学園内の施設（中高校校庭、中高体育館）を一時避難場所として使用させていただくこと、また、使用にあたっての条件や相互の連絡方法等について、必要な事項を定めている。	総務企画局危機管理室
20	災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書	県立高津養護学校	平成26年5月27日	●大規模災害等により、地域住民が避難を余儀なくされた場合に、本市の要請により、県立高津養護学校の施設（グラウンド、校内の施設の一部）を一時避難場所等として使用させていただくこと、また、使用にあたっての条件や相互の連絡方法等について、必要な事項を定めている。	総務企画局危機管理室
21	学校法人神奈川映像学園の管理する施設やグラウンド等を災害時の避難所として使用することに関する協定	日本映画大学	平成22年4月1日	●大規模災害等により、地域住民が避難を余儀なくされた場合に、本市の要請により、日本映画大学白山キャンパス内の施設（グラウンド、体育館、その他「避難所運営会議」の開催場所等災害時に必要となる施設）を避難所として使用させていただくこと、また、使用にあたっての条件や相互の連絡方法等について、必要な事項を定めている。	総務企画局危機管理室
22	「明治大学生田キャンパスに建設される新しい大学施設の地域利用に関する覚書」に関する取決書	明治大学	平成24年4月20日	●明治大学が所有する地域産学連携研究センター内に設置している「備蓄スペース」について、市の「集中備蓄倉庫」として使用させていただくこと、また、使用にあたっての条件や相互の連絡方法等について、必要な事項を定めている。	総務企画局危機管理室
23	川崎市におけるICT技術を活用した津波被害軽減に向けた技術検討に関する連携・協力に関する覚書	国立大学法人東京大学・国立大学法人東北大学・富士通株式会社	平成29年11月24日	●本市：防災実務担当者としての助言及び情報提供 ●富士通株式会社：ＩＣＴに基づく技術検討、検討結果の本市への提供 ●東京大学：地震学の知見に基づく技術支援 ●国立大学法人東北大学：津波工学の知見に基づく技術支援	総務企画局危機管理室
24	金程4丁目地内市有地の管理及び運営に関する協定書	学校法人工学院大学	令和3年2月22日	環境技術産学公民連携共同研究事業により整備した「カナドコロ」について、工学院大学が承継し、管理及び運営のための取扱を定めたもの。	総務企画局公共施設総合調整室
25	明治大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書	明治大学	平成19年12月26日	●地域資源を活かした特色ある研究・教育の実施に関すること ●新技術・新産業の創出に関すること ●市民の生涯学習の推進に関すること ●教育研究施設の市民利用に関すること ●大学と川崎市、大学と地域との連携による政策研究に関すること	市民文化局協働・連携推進課
26	専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書	専修大学	平成20年10月3日	●相互の人材育成に資するプログラムの提供・人的交流の推進に関すること ●地域社会と連携した学術研究や教育の実践に関すること ●産業や地域社会と甲との連携による新しい産業の創出・振興に関すること ●市民の生涯学習の推進に関すること ●教育研究施設の市民利用に関すること ●新たな社会経済や地域社会づくりに向けた政策研究に関すること	市民文化局協働・連携推進課
27	慶應義塾と川崎市との連携・協力に関する基本協定書	慶應義塾	平成21年11月14日	●相互のもつ人的。物的、知的資源の交流推進及び活用に関すること ●地域社会の振興に関すること ●地域社会や産業界との連携による研究や教育の実践に関すること ●産業や科学技術の振興に関すること	市民文化局協働・連携推進課
28	学校法人日本女子大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書	日本女子大学	平成23年7月21日	●地域社会と連携した学術研究や教育の実践に関すること ●地域社会や地域産業との連携による新しい産業の創出・振興に関すること ●市民の生涯学習の推進に関すること ●教育研究施設の市民利用に関すること ●新たな地域社会や社会経済づくりに向けた政策研究に関すること	市民文化局協働・連携推進課
29	認知症の人の社会共生と課題解決のための学生による国際交流・共同研究プロジェクトに関する覚書	特定非営利活動法人ピーブルデザイン研究所、慶應義塾大学博士課程教育リーディングプログラム、専修大学ネットワーク情報学部、青山学院大学社学連携研究センター、渋谷区	平成28年4月1日	●認知症の人の社会共生と課題解決を図るため、オランダ王国のデルフト工科大学と連携し、主に川崎市及び渋谷区を研究範囲とした、学生による課題解決サービス及び製品の研究を、共同して実施する。	市民文化局協働・連携推進課
30	関東学院大学法学部地域創生学科地域創生特論への連携・協力に関する覚書	学校法人　関東学院	平成29年4月1日	●持続可能な地域社会の構築に向け、地域及び行政課題の理解促進、地域活動や行政参加意欲の向上、地方自治を担う人材育成を目的とし、講座の実施にあたり連携・協力し、市職員を講師として派遣する。	市民文化局協働・連携推進課
31	国立大学法人横浜国立大学と川崎市との連携・協力に関する協定書	国立大学法人　横浜国立大学	平成30年1月16日	●次代を担う子どもや若者の教育・人材育成に関すること ●産業の振興及び新たな活力と社会変革を促進するイノベーション推進に関すること ●持続可能なまちづくり及び川崎らしい魅力の創出に関すること ●多様性を活かしたグローバル都市の推進に関すること	市民文化局協働・連携推進課

大学等との協定・覚書の締結に基づく取組一覧

項番	協定・覚書の名称	協定・覚書の締結先	締結時期	協定・覚書の内容	所管課
32	川崎市企業内スポーツ施設一般利用事業に伴う施設利用協定書	聖マリアンナ医科大学	令和2年4月1日	●企業の有するスポーツ施設を、その企業の利用に支障のない範囲で、市を通じて市民の利用に供する。	市民文化局市民スポーツ室
33	かわさきジャズに関する協定書	かわさきジャズ実行委員会（構成：川崎市、「音楽のまち・かわさき」推進協議会、川崎商工会議所、学校法人東成学園昭和音楽大学、学校法人洗足学園音楽大学、一般社団法人川崎市観光協会、公益財団法人川崎市国際交流協会、公益財団法人川崎市文化財団、高津JAZZ協会、溝のロジャズ同盟、株式会社チッタエンタテイメント、株式会社エリアブレイン）	令和2年5月25日	●かわさきジャズ開催に関すること	市民文化局 市民文化振興室
34	日本映画大学白山キャンパス（白山小学校跡地）の地域開放に係る協定書	学校法人神奈川映像学園	平成23年4月1日	●「白山小学校跡地活用計画」に基づき、日本映画大学白山キャンパス（白山小学校跡地）の地域開放について、学校法人神奈川映像学園と川崎市の間で必要な事項を定めることを目的とする。	市民文化局市民文化振興室
35	川崎市と学校法人神奈川映像学園との協力に関する協定書	学校法人神奈川映像学園	平成23年11月1日	●市の協力 （１）市が所有又は管理する施設及び財産等のうち、市が指定する施設を映画大学の授業における撮影実習のための使用に供すること。 （２）映画大学における地域活動への支援 （３）その他両者の協議に基づき実施する事業に関すること。 ●映画大学の協力 （１）市内教育現場等における映像を通じた教育への協力・支援 （２）市及び「映像のまち・かわさき」推進フォーラムが実施する映像関連イベントへの協力 （３）映画大学卒業生に対する市内ロケ誘致に関する協力周知 （４）その他両者の協議に基づき実施する事業に関すること。	市民文化局市民文化振興室
36	帝京大学との共同研究契約書	学校法人帝京大学	令和2年8月1日	・真空凍結乾燥処理に関する共同研究の実施内容や、期間、研究担当者等	市民文化局市民文化振興室
37	消費者行政インターンシップの実施に関する協定書	明治学院大学法学部	令和3年6月28日	●実習の目的・実習計画書に関すること ●実習生に対する事前指導・実習時間等に関すること ●規則等の遵守・守秘義務に関すること	経済労働局消費者行政センター
38	明治大学と川崎市との黒川地域連携協議会設置に関する覚書	明治大学	平成21年1月19日	●黒川地域における連携協力を推進し、相互の交流及び発展を図るため、協議会を設置する ●協議会の設置について、設置要綱を定める	経済労働局農地課
39	慶應義塾大学・早稲田大学・東京工業大学・東京大学４大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムと川崎市との連携協力に関する基本合意	４大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム	平成21年1月27日	●４大学コンソーシアムは、研究拠点を川崎市に設け、ナノ・マイクロ理工学分野の研究教育に取り組むとともに、最先端の新技術開発や新製品・新産業の創出をめざす我が国のものづくり産業を牽引する企業等との連携を推進 ●川崎市は、新たな産業技術の創出に向けて、４大学コンソーシアムの研究活動に必要な環境づくりを支援するとともに、地域産業界との橋渡しを行い、４大学コンソーシアムと企業等との共同研究や人材育成、研究成果の移転などの連携活動を支援	経済労働局イノベーション推進室
40	東京大学社会連携研究部門の実施に関する基本協定書	国立大学法人東京大学マイクロ・ナノ多機能デバイス連携研究機構 日本アイ・ビー・エム株式会社	令和2年6月17日	●東京大学マイクロ・ナノ多機能デバイス連携研究機構及び日本アイ・ビー・エムは、「マイクロ・ナノ環境デバイスとシステム」の研究・開発を実施するとともに、科学技術及び地域経済の振興などの地域貢献を実施 ●川崎市は、前項の研究・開発活動が円滑に行われるよう実験・教育のフィールドや共同研究者の仲介、研究開発の場の提供など各種支援を実施	経済労働局イノベーション推進室
41	研究協力に係る覚書	桜美林大学	平成31年4月1日	「ライフサイクル全体での化学物質管理に資するPRTR データの活用方策に関する研究」に係る研究協力	環境局環境リスク調査課
42	川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習に関する協定書	田園調布学園大学、立教大学 神奈川県立保健福祉大学 昭和女子大学	令和3年7月1日	●「社会福祉士（国家資格）」の受験資格取得を目指す学生の現場実習（福祉事務所）を受入れる。 ●実習生１名につき、日額1,000円の実習費を、本市が各大学から徴収する。	健康福祉局庶務課
43	川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習に関する協定書	聖マリアンナ医科大学看護専門学校、川崎市立看護短期大学、川崎看護専門学校、横浜中央病院附属看護専門学校、厚木看護専門学校、神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県立保健福祉大学、北里大学看護学部、慶応義塾大学看護医療学部、東海大学健康科学部、横浜創英大学、湘南医療大学、鎌倉女子大学、神奈川工科大学、文教大学、関東学院大学、相模女子大学	平成31年4月1日	●実習目的、場所、期間、時間 ●実習生の健康管理 ●実習の手続き、実習費の徴収 ●実習生の義務	健康福祉局健康増進課
44	川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習に関する協定書	信州大学医学部	令和1年7月22日	●実習目的、場所、期間、時間 ●実習生の健康管理 ●実習の手続き、実習費の徴収 ●実習生の義務	健康福祉局健康増進課
45	川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習に関する協定書	新潟大学、獨協医科大学	令和1年8月1日	●実習目的、場所、期間、時間 ●実習生の健康管理 ●実習の手続き、実習費の徴収 ●実習生の義務	健康福祉局健康増進課
46	慶應義塾大学×川崎「ハイパーループ・コンペに挑戦！」事業実施に関する覚書	慶應義塾大学 新川崎先端研究教育連携スクエア	令和元年8月30日	●慶應義塾大学新川崎タウンキャンパスにおいて実施する「ハイパーループ・コンペに挑戦！」事業の実施についての取り決め	こども未来局企画課
47	南武線中野島駅臨時改札口設置等に関する覚書 調査票１－１にも同内容を記載	学校法人カリタス学園 東日本旅客鉄道株式会社	平成29年12月5日	南武線中野島駅自由通路新設及び橋上駅舎化完了までの暫定的な臨時改札口設置に関する基本的な合意事項に関すること	まちづくり局交通政策室
48	京浜急行電鉄株式会社、神奈川大学及び川崎市の京急本線及び京急大師線沿線におけるまちづくり推進に係る協定 *調査票１－１にも同内容を記載*	京浜急行電鉄株式会社 神奈川大学	平成30年6月15日	取組の内容 ●エリアビジョンの検討・提案 ●民間物件等を活用した実験の事業の実施 ●まちづくりの担い手発掘・支援 ●その他、沿線まちづくりに資する取組	まちづくり局拠点整備推進室
49	「（仮称）かわさき多摩丘陵グリーンコンソーシアム」の構築を目指した研究等に関する確認書	玉川大学　農学部 明治大学　農学部 東京農業大学　地域環境科学部	平成22年3月31日	●活動支援に関すること。 ●研究経過・成果に関すること。 ●調査活動中の事故に関すること。	建設緑政局みどりの協働推進課
50	里山保全管理活動に関する協定書（岡上丸山特別緑地保全地区）	和光大学 岡上小学校	平成27年2月3日（締結） 令和2年4月1日（更新）	●保全管理活動に関すること。 ●報告書に関すること。	建設緑政局みどりの協働推進課
51	国立大学法人東京工業大学と川崎市とのイノベーション推進に関する連携協定書	東京工業大学	平成30年5月21日	産・官・学が相互連携し実施する活動を対象として、甲及び乙がそれぞれの特性を活かして連携・協力することで、イノベーションを通じた地域の振興に貢献するため、次に掲げる事項について連携する。 (1)地域発のイノベーションの創出に関する事項 (2)ベンチャー・中小企業等の育成や技術指導などに関する事項 (3)研究成果の実用化に向けた取組に関する事項 (4)次世代産業や先端研究を担う人材の育成に関する事項 (5)市民還元・地域貢献に関する事項 (6) その他、甲及び乙が合意の上、必要と認める事項	臨海部国際戦略本部国際戦略推進部
52	法政大学と川崎市の交流・連携に関する協定書	法政大学	平成29年3月14日	●持続可能な都市の理念を共有し、武蔵小杉駅周辺地域の持続可能なコミュニティの形成及び中原区のまちづくりに関する調査研究、人材育成その他の実践活動等を通して交流・連携を促進することにより、互恵的な関係の構築に取り組むもの。	中原区役所地域振興課
53	法政大学人間環境学部「キャリアチャレンジ」の実施及び川崎市中原区への受入れに関する覚書	法政大学 人間環境学部	平成29年3月14日	●域学連携による学生参加のまちづくりを推進することを目的として、「法政大学と川崎市の交流・連携に関する協定書」第２条（３）の規定に基づく現地実習プログラムの一環として、学部に在籍する本科目の受講生に対して就業体験によるキャリア教育を展開し、域学連携による学生参加のまちづくりを推進するもの。	中原区役所地域振興課
54	聖マリアンナ医科大学、田園調布学園大学及び川崎市宮前区の連携・協力に関する協定書	聖マリアンナ医科大学 田園調布学園大学	平成28年7月1日	●地域医療・福祉の向上に関すること。 ●地域の子ども・子育て支援に関すること。 ●教育及び人材育成に関すること。 ●生涯学習の推進に関すること。 ●まちづくりに関すること。 ●災害時の保健・医療・福祉に関すること。 ●学術研究に関すること。 ●その他、本協定の目的の達成に資すること。	宮前区役所地域ケア推進課・地域支援課
55	「多摩区・３大学連携協議会」に関する協定書	専修大学 明治大学 日本女子大学	平成17年12月2日	●協議会主催事業に関すること ●各大学及び区役所事業への参加に関すること ●区内教育機関との連携に関すること ●インターンシップ実習に関すること ●区民との交流・連携に関すること ●地域の課題解決に向けた調査研究に関すること ●大学施設の区民利用に関すること ●その他協議会が必要と認めた事項に関すること ※協定書第３条の規定に基づいた要領から抜粋	多摩区役所企画課
56	「麻生区・６大学　公学協働ネットワーク」に関する協定書	昭和音楽大学、玉川大学、田園調布学園大学、日本映画大学、明治大学、和光大学	平成24年10月29日	●互いが保有する知的資源、人材等を有効に利活用できるネットワークを構築することにより、音楽・芸術・福祉・環境・教育ほかその他の分野において、公学連携して活動を展開し、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりに貢献していく	麻生区役所企画課

大学等との協定・覚書の締結に基づく取組一覧

項番	協定・覚書の名称	協定・覚書の締結先	締結時期	協定・覚書の内容	所管課
57	学校法人調布学園田園調布学園大学と川崎市麻生区との連携・協力に関する協定書	田園調布学園大学	平成27年12月25日	●地域文化の振興に関すること。 ●地域福祉の向上に関すること。 ●地域の子ども・子育て支援に関すること。 ●教育及び人材育成に関すること。 ●生涯学習の推進に関すること。 ●まちづくりに関すること。 ●学術研究に関すること。 ●インターンシップ等の現地学習に関すること。 ●自然・環境に関すること。 ●その他、本協定の目的の達成に向けて、甲と乙は、相互の連携・協力に資する事業を行う。	麻生区役所 企画課
58	川崎市消防局と日本医科大学武蔵小杉病院とのドクターカー出場に関する協定書	学校法人日本医科大学武蔵小杉病院	平成25年2月21日	災害または救急現場への日本医科大学武蔵小杉病院が運用するドクターカーによる出場に関すること。	消防局救急課
59	川崎市消防局と聖マリアンナ医科大学病院とのドクターカー出場に関する協定書	学校法人聖マリアンナ医科大学病院	平成30年11月28日	災害または救急現場への聖マリアンナ医科大学病院が運用するドクターカーによる出場に関すること。	消防局救急課
60	災害時におけるヘリコプター臨時離着陸場としての施設使用承諾書（全２件）	日本女子大学(H19.10.1) 日本医科大学(H16.10.28)	平成16年10月28日	災害発生及び訓練時に施設の使用に関すること	消防局航空隊
61	神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市教育委員会と横浜国立大学教育学部との連携協力に関する協定書	神奈川県教育委員会・横浜市教育委員会・相模原市教育委員会・横須賀市教育委員会・横浜国立大学教育学部	平成29年4月1日	教員の資質・能力の向上及び学校教育・社会教育に関する諸問題の解決に向けた取組みに関し、相互に協力し、神奈川県の教育の充実と発展をはかるよう連携協力する ・教員養成に関すること ・教員研修に関すること ・学校教育及び社会教育上の諸課題への対応に関すること ・その他必要と認める内容	教育委員会事務局教職員人事課
62	人事交流協定書	国立大学法人横浜国立大学	平成21年4月1日	川崎市公立学校と横浜国立大学教育人間科学部附属学校との間で、教員の人事交流を実施することにより、教員の資質向上及び教育研究の一層の活性化を図る	教育委員会事務局教職員人事課
63	「教育インターンシップ」に関する協定書	鎌倉女子大学	平成20年5月30日	●インターンシップ実施に関すること	教育委員会事務局指導課
64	横浜国立大学大学院教育学研究科と川崎市教育委員会との教育インターンに関する協定書	横浜国立大学大学院	平成24年3月21日	●インターンシップ実施に関すること	教育委員会事務局指導課
65	学校インターンシップの実施に関する協定書	明星大学	平成30年3月16日	●インターンシップ実施に関すること	教育委員会事務局指導課
66	川崎市内所在の古墳および古墳群の調査研究に関する協定書	鶴見大学 専修大学文学部 日本大学文理学部 多摩川流域遺跡群研究会	協定書 平成30年2月1日	●蟹ヶ谷古墳群、生田根岸古墳群について、協定に基づき調査研究を実施する。 ●市内に所在する蟹ヶ谷古墳群、生田根岸古墳群以外の古墳および古墳群について重要な情報が明らかになった場合、協定に基づき調査研究の対象とすることができる。 ●やむを得ない理由があるときは、協議して期間を延長することができる。 ●調査研究によって得られた出土品、調査記録類は、教育委員会が所有権を有する。 ●教育委員会が実施する諸事業について、教育委員会が協定締結者の了解を得ることなく成果を利用することができる。	教育委員会事務局文化財課
67	川崎市内所在遺跡の調査研究に関する覚書	早稲田大学文化財総合調査研究所	覚書 令和2年2月1日	●川崎市所在の遺跡について、覚書に基づき調査研究を実施する。 ●やむを得ない理由があるときは、協議して期間を延長することができる。 ●調査研究によって得られた成果は、教育委員会が所有権を有する。 ●教育委員会が実施する諸事業について、教育委員会が協定締結者の了解を得ることなく成果を利用することができる。	教育委員会事務局文化財課
68	川崎市立図書館と明治大学生田図書館の相互協力に関する覚書	明治大学生田図書館	平成22年3月19日	●明治大学生田図書館を利用し、貸出しを受けることができます。※貸出には「ライブラリーカード」の作成が必要となります（登録料：年間1000円） （川崎市在住又は在勤の満20歳以上の方で、川崎市立図書館の貸出カードをお持ちの方。ただし、大学生、受験生、専門学校生、営利を目的とした方の利用はできません）	教育委員会事務局中原図書館
69	川崎市教育委員会及び和光大学の図書館相互利用に関する協定書 和光大学付属梅根記念図書・情報館と川崎市立図書館における協力貸出に関する確認書	和光大学付属梅根記念図書館 （現在は和光大学付属梅根記念図書館・情報館と改称）	協定書 平成19年11月 確認書 平成23年3月	●和光大学附属梅根記念図書・情報館に無料で利用登録し、貸出しを受けることができます。また、大学図書館の所蔵資料を川崎市立図書館に取り寄せて利用することができます。 （高校生以上の方で、川崎市立図書館の貸出カードをお持ちの方。蔵書の取り寄せは、川崎市立図書館利用者のうち、川崎市に在住、在勤、在学されている方）	教育委員会事務局中原図書館
70	川崎市立図書館及び日本映画大学付属図書館の相互利用に関する協定書	日本映画大学付属図書館	平成25年3月19日	●大学図書館の所蔵資料を川崎市立図書館に取り寄せて利用することができます。 （川崎市立図書館利用者のうち、川崎市に在住、在勤、在学されている方）	教育委員会事務局中原図書館
71	川崎市立多摩図書館と専修大学図書館の相互協力に関する覚書	専修大学図書館	平成19年3月23日	●専修大学図書館（本館及び生田分館）を利用し、貸出しを受けることができます。 （多摩区在住または在勤の満18歳以上の方で、川崎市立図書館の貸出カードをお持ちの方）	教育委員会事務局多摩図書館
72	神奈川CSTプラン共同実施合意書	国立大学法人横浜国立大学	令和３年5月7日	●本事業の目的に関すること ●事業内容に関すること ●役割に関すること ●共同実施期間に関すること ●ＣＳＴ養成プログラム実施委員会に関すること ●事故、トラブル等に関すること ●個人情報の保護に関すること	教育委員会事務局カリキュラムセンター
73	川崎市総合教育センターと国立大学法人横浜国立大学教育部附属教育デザインセンターとの連携協力に関する協定書	国立大学法人横浜国立大学教育人間科学部付属教育デザインセンター	平成23年3月25日	●本事業の目的に関すること ●事業内容に関すること ●方法に関すること ●センター間連携協力会議の設置に関すること ●経費に関すること ●補足	教育委員会事務局カリキュラムセンター
74	教育の情報化推進計画の共同研究に関する合意書	国立大学法人東京大学	令和3年10月14日	●質問紙調査の調査票項目の作成 ●質問し調査の回答結果をデータとした、量的な分析 ●量的な分析より得られた知見から、質的な分析のための調査計画の設計 ●聞き取り調査等により得られた回答をデータとした、質的な分析	教育委員会事務局情報・視聴覚センター
75	国立大学法人東京大学、日本アイ・ビー・エム株式会社、川崎市による量子コンピューティング技術の普及と発展に関する基本協定書	国立大学法人東京大学 日本アイ・ビー・エム株式会社	令和3年6月10日	量子コンピューティング技術の普及と発展を図るとともに、科学技術及び地域経済の振興などの地域貢献に資するため、相互に協力することを目的とする。	経済労働局イノベーション推進室
76	川崎市（区）選挙管理委員会と日本大学法学部とのインターンシップに関する協定書	日本大学法学部長	平成16年5月1日	●実習生の社会性や実践的な知識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的に実施する。 ●実習生は推薦に基づき協議の上決定する。 ●実習期間、時間、内容は協議の上決定する。	選挙管理委員会事務局選挙課
77	川崎市（区）選挙管理委員会と専修大学とのインターンシップに関する協定書	専修大学キャリアデザインセンター インターンシップオフィス長	平成28年5月11日	●実習生の社会性や実践的な知識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的に実施する。 ●実習生は推薦に基づき協議の上決定する。 ●実習期間、時間、内容は協議の上決定する。	選挙管理委員会事務局選挙課
78	昭和大学鷺沼校地の利用に関する協定書	学校法人昭和大学	令和3年10月11日	●利用可能な施設と利用可能期間、時間に関すること ●利用できる団体の資格に関すること ●利用料金に関すること ●利用方法、利用上の注意点	宮前区役所地域振興課